

高松市告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第1項の規定により、税務関係、戸籍関係等各手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び高松市会計規則第44条第3項の規定により告示します。

令和8年4月28日

高松市長 大西 秀人

1 委託金の種類

税務関係、戸籍関係等各手数料

2 委託先

地方公共団体情報システム機構（東京都千代田区一番町25番地）

※取扱者

株式会社セブンイレブン・ジャパン（東京都千代田区二番町8番地8）

株式会社ローソン（東京都品川区大崎一丁目11番2号）

株式会社ファミリーマート（東京都港区芝浦三丁目1番21号）

ミニストップ株式会社（千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1）

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日